
令和2年11月採用 高山市職員採用試験案内（追加募集）

《募集職種》

- 事務 ・ B③（民間等経験者、高卒程度）【新設】
- 技術 ・ 土木、建築（大卒程度）
- 資格免許職 ・ 学芸員（古文書）

《第一次試験》

令和2年7月12日（日） 場所：高山市役所

《申込受付期間》

令和2年5月15日（金）～6月19日（金）

《採用予定日》

令和2年11月1日

日程や試験内容は変更になる場合があります。

重要なお知らせは、随時ホームページに掲載しますのでご確認ください

～人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山～

高山市では、「第八次総合計画」に基づき、市民が主役という考えのもと多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望をもち、心豊かにくらししていくことのできる「自立」したまちを目指しています。

高山市を愛し、高山市の発展に向け熱意を持って取り組む人材を求めます！



高山市採用ホームページには、
先輩職員からのメッセージを
掲載しています
ぜひご覧ください！



この試験は、令和2年11月1日付の高山市職員採用候補者を決定するために行うものです。

★「事務B③(民間等経験者)」を新設しました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方や内定を取り消された方、その他求職している方を対象としています(高山市内在住者)。

1. 試験区分、募集人数及び受験資格					
試験区分			募集人数	受験資格	
				年齢要件	資格等要件
事務	高卒程度	B③ (民間等 経験者) 【新設】	1名程度	昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに生まれたかた	次のすべてに該当するかた ①高校卒業程度の学力を有し、民間企業・官公庁等における職務経験があるかた ②令和2年5月1日現在、高山市内に在住し、正規雇用労働者(注)として雇用されていないかた
		技術	大卒程度	土木	3名程度
	建築	3名程度		昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれたかた	次のいずれかに該当するかた ①大学卒業程度の学力を有するかた ②建築士(1級または2級)の資格を有するかた、または受験資格を有するかた
資格免許		学芸員 (古文書)	1名程度	昭和50年4月2日以降に生まれたかた	次のすべてに該当するかた ①大学卒業程度の学力を有し、日本史学に関する分野を専攻されたかた ②学芸員の資格を有するかた ③古文書の解読が可能なかた

(注) 正規雇用労働者とは、次の1から4のいずれにも該当する労働者をいいます。

1. 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
2. 派遣労働者として雇用されているかたでないこと
3. 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く)
4. 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

※受験資格要件について虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。また、要件確認のため、過去の勤務先に就業形態を聴取する場合等がありますのでご了承ください。

※令和3年4月採用試験と同時受験(併願)はできません。

※採用人数は成績等により決定します。

※各試験とも国籍及び障がいの有無にかかわらず、受験資格要件に適合するかたであれば受験可能です。

※障がいのあるかたで、受験に際して試験問題や会場などの配慮が必要なかたは事前に相談してください。

◎ 欠格条項（次の各号に該当するかたは、受験できません。）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのかた
- ② 高山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた
- ③ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したかた

2. 職務内容	
試験区分	職務内容
事務B	本庁及び支所の各部局における予算・経理、税務、福祉、戸籍・住民登録、環境政策、農政、観光・産業振興、国際交流、総合企画等の行政各分野に関する業務
土木	土木事業の企画、設計、施工管理等の業務
建築	建築物の設計・監理、施工管理、許認可等の業務
学芸員	古文書解読、歴史資料等の収集・保管、博物館等の企画展示、学校・地域との連携及び郷土史についての調査研究等の業務

3. 試験の日時及び場所（予定）		
区分	日時	場所
第一次試験	令和2年7月12日（日） 【受付開始】 午前8時 【試験終了】 午後2時（予定）	高山市役所
第二次試験	令和2年8月下旬 （詳細は第一次試験合格者に通知します）	高山市役所

※応募状況により変更する場合は、受付締切後に案内します。

4. 合格発表の方法等	
区分	方法等
第一次試験	令和2年8月中旬（予定）までに第一次試験合格者を決定し、第一次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。
第二次試験	令和2年9月上旬（予定）に、第二次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。

5. 試験の方法及び試験内容

試験区分	第一次試験	第二次試験
事務B	・教養試験(高卒程度) ・小論文試験	・個別面接試験
土木	・専門試験(土木、大卒・高専卒程度) ・小論文試験	
建築	・専門試験(建築、大卒・高専卒程度) ・小論文試験	
学芸員	・専門試験(古文書解読) ・小論文試験	

※各試験の【試験内容】については、次ページの表を参照ください。
 ※適性検査、性格特性検査も実施します。

【試験内容】

区 分		出題分野
第一次試験	教養試験 (高卒程度)	一般知能(文章理解、判断・数的推理及び資料解釈等)及び一般知識(時事、社会・人文、自然に関する知識)について、択一式による筆記試験を高校卒業程度の試験で行います。
	専門試験 (土木、建築)	専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を大学・高専卒業程度の試験で行います。試験問題の出題分野は、下の【別表】のとおりです。
	専門試験 (古文書解読)	古文書解読能力について記述式による筆記試験を大学卒業程度の試験で行います。
	小論文試験	出題テーマにもとづいて1,200字以内で小論文を作成します。
第二次試験	個別面接試験	面接による口述試験を行います。

【別表】専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備、建築施工

6. 資格保有者への加点について

各種資格(技術系資格)を有している場合、第一次試験の結果に加点を行います。資格等を有するかたは高山市職員採用試験受験申込書(履歴票)の「8. 特技及び資格」の欄に記入するとともにその資格を証明するものの写しを添付してください。

7. 受験申込手続き

<p>申込書の請求</p>	<p>直接請求 総務部総務課（本庁4階）、インフォメーション（本庁1階）、各支所地域振興課などでお渡しします。</p> <p>郵便請求 封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角形2号）と140円切手を同封してください。</p> <p>インターネット 高山市ホームページ「職員採用」からダウンロード 〈https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1008397/1011832/1011637.html〉</p>
<p>必要書類等</p>	<p>①受験申込書 …………… 1通</p> <p>②受験票 …………… 1通</p> <p>③写真 …………… 2枚 ※申込み前6か月以内に撮影したものを受験申込書及び受験票に貼付 （上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4cm）</p> <p>④最終学校の卒業証明書 …… 1通（6か月以内に交付のもの）</p> <p>⑤最終学校の成績証明書 …… 1通（6か月以内に交付のもの） ※経過年数により取得できない場合は、卒業証明書のみ</p> <p>⑥資格等証明書 …………… 1通 （イ）技術（土木・建築）、学芸員（古文書）を受験されるかたで、<u>資格要件を満たす資格を有するかたは、免許証等の写し。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木 …… 土木施工管理技士合格証明書の写し ・建築 …… 建築士免許証の写し ・学芸員 …… 学芸員資格証明書の写し <p>（ロ）資格要件以外の資格を有する場合（技術系資格等）、その資格を証明するものの写し</p> <p>⑦身体障害者手帳等の写し …… 1通 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかた（等級及び障がい名のわかるもの）</p> <p>⑧健康保険証の写し …… 1通 ※事務B③（高卒程度、民間等経験者）を受験されるかたのみ</p>
<p>申込方法</p>	<p>申込受付期間は<u>令和2年5月15日（金）から令和2年6月19日（金）まで</u>です。</p> <p>窓口申込 受付場所：総務部総務課（本庁4階）、各支所地域振興課 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで ※上記時間以外は、高山市役所1階宿直室（宿日直）又は各支所宿日直室にて受け付けますが、最終日6月19日（金）は、午後5時15分までとします。</p> <p>郵送申込 封筒の表に「受験申込」と朱書し、必ず簡易書留郵便で下記郵送先へ送付 令和2年6月19日（金）までの消印のあるもののみが有効です。 郵送先：〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所総務部総務課人事担当</p> <p>※インターネットでの申し込み受付は行っておりません。</p>
<p>受験申込書の受理確認</p>	<p>受付期間終了後、受験資格審査を行い、改めて申込者本人に第一次試験の案内を郵送します。第一次試験日3日前までに案内が届かない場合は、ご連絡ください</p>

8. 合格から採用までの流れ

最終合格者は、試験区分ごとに高山市職員採用候補者名簿に登載されます。採用予定年月日は原則として令和2年11月1日で、職員体制に応じて名簿に登載されたかたの中から成績順に採用者を決定します。なお、採用候補者名簿に登載されたかたすべてが採用されるとは限りませんのでご注意ください。

また、この名簿の有効期限は、原則として令和2年11月1日から令和3年3月31日までです。

9. その他

(1) 給与等の例

令和2年度の新規採用者の初任給は大学卒業程度の場合 182,200円、高校卒業程度の場合 150,600円で（初任給は職歴等により加算）、原則として毎年1回昇給します。このほか扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などを支給します。

(2) 試験結果の提供

試験結果については、受験者本人に限り、「総合得点」と「順位」について開示します。運転免許証等写真で本人であることを確認できるものを、以下の開示場所に持参してください。電話、手紙、電子メール等による開示請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	当該試験の総合得点及び順位	当該試験の結果通知受領の日から1ヶ月以内	高山市役所本庁舎 4階 総務課
第2次試験	第2次試験不合格者			

【問合せ先】 高山市役所 総務部総務課 人事担当

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話 代表0577-32-3333 内線 2455

直通0577-35-3133

メールアドレス soumu@city.takayama.lg.jp